

年金機構けんぽからのお知らせ(第 241 号)01. 10. 23

はり、きゅう及びあんま、マッサージ・指圧にかかる療養費の申請方法について

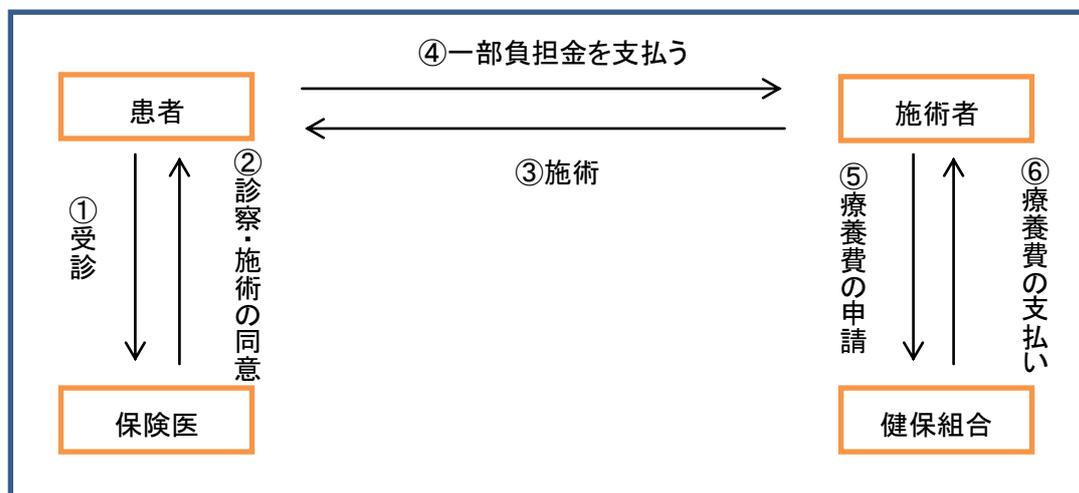
令和元年 11 月 1 日の施術分より受領委任払い による支払い方法へ変更いたします

はり・きゅう及びあんま・マッサージ・指圧（あはき）の保険適用となる施術に係る療養費について、平成 31 年 1 月より、厚生労働省による受領委任払い制度が導入されることに伴い、健康保険組合にて、あはき療養費の支払方法を決議することとされておりました。

当健康保険組合は、令和元年 7 月 26 日の組合会において、「受領委任払い方式」を選択することが決定いたしました。

◎受領委任払い制度

患者は一部負担金（3割または2割）を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名を行います。その後、施術者が健保組合に申請を行い、療養費は施術者へ支払いが行われます。



注意点

- ① 療養費の支給を受けるためには、保険医の同意書の添付が必要となります。
- ② 施術を受けた際は、必ず領収書を受け取り大切に保管してください。
- ③ 療養費の支給申請書に押印する際は、施術を受けた日付や施術内容・金額を確認のうえ押印してください。
- ④ 受領委任を取り扱わない施術所で施術を受けた場合は、償還払いとなりますので、後日、健保組合へ療養費の支給申請を行ってください。

◎現行（令和元年 10月施術分まで）

・償還払い

患者は施術料全額を窓口で支払い、後日、被保険者が健保組合に療養費の申請を行います。療養費は被保険者へ支払いが行われます。

・代理受領払い

患者と施術者の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者に支払が行われます。
※10月施術分をもって廃止となります。

～お願い～

現在受療している施術者へ、令和元年11月施術分より、加入している健康保険組合が「受領委任払い」へ変更となる旨をお知らせください。
（別添の「施術者の皆様へ」をご参照ください。）

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5336-0313